

【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- この調書は、業務に関連して他人のために名義人として支払を受ける法第224条の3第2項に規定する株式等の譲渡の対価（同条第1項に規定する対価をいい、同条第3項に規定する金銭等及び同条第4項に規定する償還金等を含む。以下この表において同じ。）について使用すること。
- この調書の記載の要領は、次による。
 - 「住所（居所）又は所在地」及び「個人番号又は法人番号」の欄には、調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（調書を作成する日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地が不明な場合には、最後の株式等の譲渡の対価の支払（法第224条の3第3項及び第4項に規定する交付を含む。以下この表において同じ。）の日の現況による住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号を記載すること。
 - 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「区分」の欄には、株式、投資口（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口をいう。）、端数（法第224条の3第1項第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるものをいう。）、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権（公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権（特定株式投資信託の受益権を除く。）をいう。）、非公社債等投資信託の受益権（証券投資信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益権をいう。）、特定受益証券発行信託の受益権、特定目的信託の受益権（社債的受益権を除く。）、社債的受益権、国債、地方債、政府関係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国社債のように記載すること。
 - 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合には「(2)」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係るものである場合には「(3)」と、同法第37条の13の3第4項又は第7項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式（以下この表において「特定株式」という。）の譲渡に係るものである場合には「(4)」と記載すること。
 - 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「事由」の欄には、譲渡、解約、償還、買入消却のように記載すること。
 - 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「株式等の譲渡の対価の額」の欄には、その年中に支払を受けることが確定した株式等の譲渡の対価の額を銘柄別に記載すること。
 - 当該株式等の譲渡の対価の支払を受ける契約が民法第667条第1項に規定する組合契約（外国におけるこれに類する契約を含む。以下この表において同じ。）に基づくものである場合には、次に掲げる事項を記載すること。
 - 「組合が支払を受けた株式等の譲渡の対価の総額」の欄に、その年中に当該組合契約に係る名義人として支払を受けることが確定した株式等の銘柄別の譲渡の対価の額の総額
 - 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「分配割合」の欄に、イに掲げる金額のうちに当該株式等を所有していた者が支払を受ける金額の占める割合
 - 「組合」の欄に、当該組合契約に係る組合（これに類するものを含む。）の名称及び当該組合の主たる事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地
 - その株式等の譲渡の対価として支払うべき金額のうちに、特定株式の譲渡に係る金額（以下この表において「特定株式に係る対価の額」という。）及び特定株式以外の譲渡に係る金額がある場合には、その別に区分してそれぞれ記載すること。
 - その株式等の譲渡の対価が、租税特別措置法第37条の10第3項第8号イに規定する同族会社又は同号ロに規定する特定法人から支払を受けるものであり、かつ、同条第1項の規定の適用の対象とならないものである場合には、「摘要」の欄に「租税特別措置法第37条の10第3項第8号イにより総合課税適用分」又は「租税特別措置法第37条の10第3項第8号ロにより総合課税適用分」と記

載すること。

(9) 次に掲げる場合には、「摘要」の欄にそれぞれ次に定める事項を記載すること。

イ 「株式等の譲渡の対価の総額」の「分配割合」の欄に記載した割合が、組合の出資の総額のうち株式等を所有していた者が出資をした価額の占める割合（以下この表において「出資割合」という。）と異なる場合 出資割合

ロ その株式等の譲渡の対価が、法第41条の2の規定により同条に規定する事業所得に係る収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなされるものである場合 その旨

ハ 株式等を所有していた者が非居住者又は外国法人である場合 （非）

ニ 租税条約の規定により所得税が軽減され、又は免除されるもの（外国居住者等所得相互免除法第2章の所得税の軽減又は非課税に関する規定により軽減され、又は非課税とされるものを含む。）である場合 その旨

3 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。